

青葉山エリア文化観光交流ビジョン検討懇話会設置要綱

(令和4年4月22日 市長決裁)

(設置)

第1条 本市の交流人口拡大施策として、青葉山エリアの魅力や利便性、都心との回遊性の向上等に向けた方向性を示す青葉山エリア文化観光交流ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に係る検討を行うため、青葉山エリア文化観光交流ビジョン策定検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 青葉山エリアの目指す方向性、当該エリアのあり方に関すること
- (2) その他ビジョン策定に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 懇話会の委員は、学識経験者、エリア内関係機関その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から懇話会の解散の日までとする。

(座長及び座長代理)

第4条 懇話会に、座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は委員の互選により、座長代理は座長の指名により、それぞれ定める。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じて市長が招集し、座長が議長となる。

- 2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(解散)

第6条 懇話会は、その任務を終了したときに解散するものとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、文化観光局交流企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年4月22日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、懇話会の解散の日限り、その効力を失う。